

美作国津山藩の目明と幕府法令

綱澤 広貴

はじめに

津山藩における目明に関しては、『津山市史』と尾島治氏による検討がある。『津山市史』では、目明は支配機構上において町奉行所支配で同心組の下に位置すること、常時三人の目明が任命され内一名が小頭であったこと、あくまで町人身分であったこと、文化一三年（一八一六）六月に目明は「下締」へと改称されることなどが明らかにされた。尾島氏は、一八世紀の目明を分析し、目明の職務内容を次の【表1】のように整理した。そのうえで、下吟味口書の作成や、同心を伴わない単独での罪人の追跡など、一定の権限の存在や目明が同心の業務そのものを補完している事実を明らかにした。そ

【表1】目明の職務一覧

罪人の護送時に同心に同行、あるいは単独で護送
犯罪者の捕縛
城下町の夜回り
不審者の取り調べ
無宿人の追い払い
同心の取り調べに先行する簡易な取り調べと下吟味口書の作成
町方で治安に関する諸問題の調査・対応
同心に同行、または単独で逃亡した犯罪者の追跡
内定調査、内糺
市中不穏なときの忍廻り

して、江戸の目明が同心に私的に雇用された存在であるのに対し、津山藩では形式上扶持を受けており、江戸とは異なる津山藩独自の目明の在り方を明らかにし、役人として重要な位置にあったことを指摘した。

こうした成果を踏まえ、未だ分析のない一八世紀後半以降の動向を中心に目明を分析し、支配機構での位置づけの変化を検討する。また、目明から下締への改称の経緯から、幕府法令の私領における受容の過程についても考察する。

一 目明の構成と扶持

まずはじめに、目明の扶持や人数、構成など基本的な部分をみていく。その多くは、尾島氏によって既に検討されているが、改めて確認する。扶持の支給について宝暦四年（一七五四）二月の事例からは、目明は一人半扶持で召し抱えられたことが分かる。機構において上位にいる同心は二人扶持で、加えて五石までの切米も支給されていたので収入には大きな差があった。また、扶持の支給方法については、目明は勘定奉行から直接受け取るのではなく、町役人である大年寄か

【表2】文化4年 目明の構成

目明(頭)	新魚町三巴初五郎
目明(頭)	京町小文字屋太兵衛
目明	小姓町宗蔵
仮目明	桶屋町倉敷屋金吾
助目明	金蔵
助目明	戸川町勇治

〔出典〕「町奉行日記」文化4年(愛山文庫 E6-1-37)より作成

ら米ではなく銀で受け取った。勘定奉行は町奉行を通じて、年始に「内貸分」として大年寄へ概算の銀を渡しておく。大年寄は目明の扶持米代銀を米相場と勘案しながら目明に毎月銀で支払う。大年寄は正月になると、前年分の支払い銀合計の受取書を町奉行に提出し、残金や不足金を精算した⁴。このように、家臣や同心とは異なる方法がとられた。目明の人数については、文化四年(一八〇七)段階の一覧が【表2】の通りである。目明が三人と仮目明・助目明から構成されていた。目明のなかには目明頭があり、通常一名だが、このときは二名が仰せ付けられている。目明が町奉行から直接仰せ付けられるのに対し、仮目明は目明の人選によって仰せ付けられた。寛政八年三月の史料には「一、目明仮役、明石屋庄七へ昨日申付候段、又六申出候」とある。仮役を明石屋庄七へ昨日申付けたことについて、目明頭の又六が町奉行に事後報告していることが分かる。目明助については、詳しくは分からないが、寛政四年七月に目明頭の又六が「被下なし」で目明助を申付け町奉行に報告しているため⁷、扶持を伴わず仮役よりも下位に置かれた存在と考えるべき。寛政二年二月には、目明が非人を連れて更廻り(深夜の巡警)を行ってきたが、近年は「静謐」であるため更廻りの休止を申出ている。この申出は許可され、同時に仮役も指し免じとなっている。仮役は人数が不足したときに仰せ付けられ、不用なときには指し免じとなる不安定な存在であったといえる。この他に

も以前仮目明であった者を「内々ハ目明同様ニ仕候者」として使役している事例も確認でき、目明の周囲には常にその職務を支える補助的な役割を担う存在があり、人員が不足したときに仮目明に任命された。ただ、目明は仮目明から仰せ付けられることも多く、目明を養成する場にもなっていたといえる。

二 機能の拡大と待遇の改善

管見の限り、一八世紀後期以降、目明の経済的窮乏に対して、藩側が具体的対応を取るようになる。【史料1】は更廻りに対する手段の導入についての史料である。

【史料1】

一、目明共義去歳ハ盜賊沙汰ニ付度々詰而更廻り申付甚骨折候得共、先例無之義ハ申達候而も容易ニ相済義ニ而も無之。^①如何と致思慮候内古き書類取調候処長右衛門七右衛門更廻り相勤候ニ付式合五勾つ、夜扶持遣候旨有之、右長右衛門と申ものハ江口勘太夫時分目明相勤数年之勤巧ニ寄りて式人扶持被下置候段江口勘太夫覚書ニも有之、相違も無之趣ニ付右之段大目附松岡治部助へ遂対談候処申立可然旨挨拶二付、御用番中へ右之段相伺候候処之通取計候様早速被仰出(中略)

町奉行は、目明が更廻りに骨を折っていることについて、傍線部①のように先例を調査し手当を付ける根拠を示し、上役である御用番を納得させた。具体的には、「江口勘太夫時分」の事例を示している。この人物は、元文四年(一七三九)二月に町奉行に就任している。よっ

て、六〇年ほど前に勤功があった目明長右衛門が更廻りを勤めたときに、二合五勺の「夜扶持」を遣わしたことがあったことを根拠とした。町奉行の先例を調査する姿勢からは、目明の更廻りの苦勞に対して何らかの手当を付ける必要を強く感じていたことを読み取ることができ

る。

他方、目明の機能が大きく拡大するのは、文化四年（一八〇七）のことである。この時から目明は旅籠に宿泊する旅人一人につき「頭銭」を三錢づつ徴収する権限を与えられた。

【史料2】

一、^①目明頭兼而式人扶持切二而茂勝手向甚難渋之趣内々相聞、既二太兵衛なども役義難渋之趣二て役願も指出候由二候得共、少々手当指遣不申候而者、役願指留かたく候二付、色々相考候而役手之もの江も申談候処、^②壹夜泊旅人頭銭三錢為取候得者年分之處二てハ余程益ニも相成候由、^③且亦旅籠屋共茂近來風義悪敷風來もの連日指置候様之義有之旁締りニも宣候間、^④○今日御用所二て及御さた候処、考通ニ可然旨御用番中御申聞二付、追々取調右之通可申付候事

ここでは、頭銭の導入に至る経緯が記されている。傍線部①では目明頭から差し出された願書に対して、手当を付けてやらなければ願いを差し止められないと町奉行が述べている。これは目明の経済的難渋の主張の妥当性を認めているといえる。これに対し、町奉行は支配の役人とも相談のうえで、傍線部②のように目明へ津山に宿泊する旅人に対して頭銭三錢の徴収権を与えた。そこには「余程益ニも」なる、とあるように目明への手当としての意味があった。それと同時に、傍

線部③では、近年旅籠屋の風儀が悪いため、その取締りにもなると述べている。頭銭の徴収は目明への手当と旅籠屋の取り締りという、まさに一石二鳥の策として提案された。これは御用番へ伺いが立てられ、実際に実施されることになった。

頭銭について、文化一二年に徴収されたものの一覧が【表3】の通りである。各月の頭銭に加え、万人講開催による旅人の来津分が徴収されている。津山藩における万人講は富籤のことであり、開催にあたって多くの人が津山の町中へ宿泊した。万人講は時期により中断されたが、文化一〇年（一八一三）に復活し、文政五年（一八二二）までの九年間で三〇七回開催されている。この時期には平均年三・四回は開催され、文化一一年が特別多いわけではない。¹⁰⁾

頭銭の報告は目明頭によって行われており、月始めに前月分を報告するのが一般的であるが、まとめて二ヶ月分を報告する場合もあつ

【表3】文化11年頭銭徴収状況

月	旅人数	頭銭	出典
12月	2152	6貫456文	正月3日条
正月	1,019	3貫57文	3月6日条
2月	2216	6貫640文	3月6日条
3月	2592	7貫776文	4月7日条
4月	2608	7貫824文	6月1日条
5月	1482	4貫448文	6月1日条
6月	1367	4貫101文	8月5日条
7月	1498	4貫494文	8月5日条
8月	1540	4貫620文	9月4日条
9月	1305	3貫915文	10月5日条
万人講	1719	5貫160文	11月1日条
10月	3520	10貫560文	11月1日条
万人講	5327	15貫981文	11月21日条
11月	5315	15貫942文	12月1日条

〔出典〕「町奉行日記」文化11年（愛山文庫E6-1-45）より作成

た。万人講分の頭銭は講の終了後に報告されており、二回の開催で銭二〇貫文以上と、各月分に加えて、目明にとつて大きな臨時収入となっている。文化一一年徴収分を合計すると、一〇〇貫九七四文となり、これは金二五両程に相当し、目明にとつて非常に大きな収入源となった。なお、頭銭の導入は「本宿屋・御用宿・旅籠屋共」へも通達されている。そこでは「一夜泊の旅人壱人分頭銭三銭ツ、宿より請取候様目明頭江申付候」とある。¹¹ 頭銭を支払うのは、旅人ではなくあくまで宿屋であつたことがわかる。

目明をめぐるこうした動向の背景には、美作国における治安悪化の問題がある。¹² 特に無宿人や盗賊を藩は問題視しており、元文四年（一八三九）から文化一二年までの七五年間で、無宿人や盗賊の取り締まりに関する触が二六回確認できる。¹³ 【史料1】冒頭の「盗賊沙汰二付」という文言からも、その対応のため目明の職務が増加していることが分かる。そうしたなかで、町中の治安維持において目明は繁務となり、手当の支給を含むあたりで頭銭の導入へと至つたのである。なお、このときの目明の位置づけを考えると、「町奉行日記」文化三年二月一日の記述が注目される。このとき、目明頭であつた三巴初五郎と小文字屋太兵衛は「博奕之義二付風聞不宣」という理由から「退役も可申哉」という状況にあつた。しかしながら、「併盗賊方二者用立候もの二付跡役も無之」という理由から叱りのみの処分となっている。目明とはいいいながらも、盗賊の問題が顕著なこの時期においては容易には罷免にできない性格を持つたことが分かる。

三 下締への改称

目明の「下締」への改称については、「町奉行日記」の文化一二年六月一三日条に「一、目明と申名目 公邊にて御差支二付名目相改メ候様江戸御留主之者方申来候由にて大目付田中簀助方相達シ、郡代申合セ相伺候趣、下締りと相改メ、古文字屋太兵衛義是迄目明頭と唱候処以来下締小頭と唱候様伺済二付、其段大目付方相達候様申付ル」とある。これまで下締への改称は文化一三年とされてきたが、¹⁴ 一二年が正しい。下締への改称は江戸留守居からの要請によるもので、「公邊にて御差支」がその理由である。改称の全体像については次の【史料3】に詳しい。

【史料3】¹⁵

七 下締役之儀二付他方江対答方心得

一、下締役与申者、元来目明与唱来候もの二而候処、目明岡引等召仕間敷旨、先年従 公儀御代官所江者御達有之、^①私領へ者御達無之候得共、同様之儀二付、目明之名目公邊差仕可申旨、文化十一戌年一宮市町二而生野支配所年信村良助逢打擲候一件二付、江戸御留主居より申来、^②則目明之名目下締与相改候事、尤勤向之儀ハ他方之もの相尋候節者、扶持差遣召抱候もの二而、同心之手二付召仕候もの之旨可相答、^③時宜二寄他所江罷出候節者帯刀差免候儀茂可有之旨、市郷申合相伺相済候、則文化十三子年下田邑村二而宮尾村喜次郎一件立会之節茂先方出役相尋右之通相答、其外当御預所懸博奕盗賊

一件等二而町方下締小文字屋多兵衛、久世村原方同断藤左衛門等公邊江右之書上二相成居候事

【史料3】は天保七年三月に郡代田淵守助とその下役によつて作成されたもので、「召捕」に関して、特に他領や幕府との関わりが大きい過去の事例を調査したものである。¹⁶ そのなかで改称の背景には、傍線部①のように一宮市町における打擲一件があるとされる。この一件は、文化一一年五月四日に発生し、¹⁷ 生野代官所管下の年信村庄屋朱助が津山藩領一宮村での芝居興行において、喧嘩となり疵を負った事件である。喧嘩の相手が分からず内済が難航し、五月一〇日には生野代官所手代が来津している。¹⁸ 当初、目明頭である小文字屋太兵衛が喧嘩の相手方とされたことが、¹⁹ 下締への改称と大きく関わることになる。その後、朱助は複数人を相手方として申立てている。²⁰ 内済は生野方と津山方・津山町方と三名の噺人が立てられ、²¹ すすめられたが破談となり、太兵衛ほか関係者は熟談のため、六月二三日に生野代官所へと出立している。²² 内済が整い太兵衛らが生野表より引き取るのは七月三日のことである。²³ このときの史料に「尤江戸伺二相成候由」とあるため、江戸で留守居がこの件に關与する余地があつたことが分かる。注目されるのは傍線部①で、幕府が目明や岡引の禁令を代官所に出し、私領には達しが無くとも「同様之儀」と述べている部分である。私領役人の幕令への認識が良く表れている。

傍線部②で、改称に加え、他領の者へ下締とは何か問われた場合の回答が用意されている点が興味深い。藩は扶持を受けて召し抱えられており、同心の手下である、という回答を用意した。これは特殊な扶持米支給のあり方や、町人身分であるという点には言及せず、とは

いえ事実の部分のみによる回答で、目明の存在自体が問題とならないためのものである。

次に、改称のきっかけとなつた江戸留守居からの意見書について確認する。江戸留守居のこの一件への関与については、「江戸日記」に全く記載がなく、あくまで町奉行と郡代を中心に内済がすすめられたとみられる。こうした立場であつた当時の江戸留守居河内卜右衛門は次のような意見書を国元の御用番へ提出している。

【史料4】²⁴

御預所備中国阿賀郡宮地村百姓善右衛門儀、同郡大井野村庄屋儀右衛門致博奕居候を差押候一件引合之内、御領分二而目明之名目御座候処、御料所二而も目明者相用申間敷旨御達有之、其以来ハ相止候旨留役中嶋平四郎殿被申間候故、^(中嶋直幸) ①此方様之目明ハ身元慥成者二而少々御扶持茂被下候而有之旨申候得共、御料所二而御用無之ものを御私領二而御用有之候而者如何成もの二御座候間、名目相除候様被申聞、目明と申名目相除候旨又右衛門申間候、一昨去年中一ノ宮市町芝居^(二脱カ)おゐて打擲一件、^②恩田新八郎殿支配之者引合之節茂目明之名目出候付甚心配仕候処、内済相成候二付何之御沙汰も無之相済申候、右之趣二付以来ハ目明之名目を同心下役江御改御座候様仕度奉存候、御預所中引合之節者如何様共取扱可申候得共、他領引合二相成候而者甚心配二奉存候故此段申上候、以上

五月廿八日

河内卜右衛門

卜右衛門曰く、津山藩預所である備中国阿賀郡内で起きた博奕差し押さえ一件の処理の過程で、幕府より幕領における目明禁止令が出

された。そのとき、津山藩の目明は「身元慥成者」であると説明した上で、評定所留役であった中島直幸²⁵へ伺ったところ、傍線部①の通り、幕府が禁止したものを私領で用い続けることは「如何成」ものかという見解が示された。これは幕府役人側に、幕令に沿うかたちで私領の支配を行うべきであるという認識が存在したことを示している。そうしたなかで、一宮喧嘩一件の処理が行われることになった。傍線部②のように、生野代官所手代との引き合わせにおいて目明の名目が登場し、ト右衛門は「甚心配」であったという。事件の処理は無事に済んだが、以後は目明の名目を「同心下役」と改めたいと、願っている。ト右衛門は文化九年一月一日に御預所御用係を仰せつけられている。²⁶津山藩が幕府から初めて預所を与えられたのは同年九月十五日であるので、受け取り直後に御用を任されたことになる。²⁷その後、幕領に目明禁止令が出され、支配を行っていくうえで目明の名称を重要な課題として認識していたことであろう。こうした背景があり、目明の改称を強く求めていた。結果、下締への改称が行われた。下締は郡代所支配の地方の目明（在目明とも）を指す呼称であり、藩は既に聞きなじみのあるものを採用したのである。

ただし、注意すべきは、この意見書が提出されたのは、一ノ宮喧嘩一件の翌年五月二八日であり、内済から一〇ヶ月近く期間が空いていることである。この点について推測する。津山藩にとって、この文化一二年五月は特別な月である。四月五日に藩主斉孝は参勤のため江戸に到着し、五月には幕府に対して將軍家斉の子の養子願いを提出している。このとき、誰を候補としたかは定かではないが、後にこの願いは聞き届けられ、文化一四年九月一八日に將軍家斉の子銀之助を養

子とすることが通達されている。²⁸これに伴い、津山藩は五万石の加増を受ける。当然、江戸留守居であるト右衛門はこの養子願いの存在も熟知していたはずである。幕府との関係が特に重要な時期に、問題となる芽を摘もうとする意図が存在したのではなからうか。

四 改称による変化

まず、確認するのは目明の身分上の変化である。【史料3】傍線部③において「時宜ニ寄他所江罷出候節者帯刀差免候儀茂可有之旨」が聞き済みになったことが示されている。この旨が聞き済みになったことが分かるのは文化一四年六月一八日のことである。このとき、下締への改称の一連の動向とともに、「他邦二而者帯刀并苗字差免候向も多分有之」という状況に鑑みて許可されている。²⁹

また、同年正月八日には年頭の儀礼における麻上下の着用を許可されている。³⁰町奉行はこの旨については目明より「是迄年々願出」があったとしている。そのうえで、目明が退役すれば町人となり麻上下を着用するため、役義においても「振合」が劣ることになるとして着用の許可を上役に伺い許可されている。このように、それまで願いつづけてきたことが改称を契機として取上げられ、許可されている。

他方、新たな職務の増加が見られる。改称が申渡された翌月、目明は長屋者の確認を義務づけられた。【史料5】はその経緯を示すものである。

【史料5】³¹

文化十二亥七月廿八日

一、御家中長屋者烏散之者多有申候付、以来下締共受状奥書取計候様伺済、左之通

①御家中長屋者之内二者不審成ものも有之哉二も相聞候得共、

下締共も如何躰之者罷在候哉、多く之事故面躰等も存不申趣二

相聞、他国他領之もの猥二差置候而者不締之義二付、②以来者

長屋もの差置候節者、下締共江面躰等為及見候上、故障無之

旨申候ハ、御定之通受人取之差置候様相成候得者、締り付

可申哉二奉存候△、是迄風聞不宜もの有之候而も、睨与改候

手掛無御座候而者召捕遂吟味候様二も難致候付、以後差置候

者共者勿論、当時罷在候もの之内二も心掛り之義有之候ハ、

其段下締共方内々主人江申出候ハ、早速暇出し引渡候様被仰

付候ハ、弁理宜様奉存候、右之趣御聞済二も相成候上者、一

応御家中江御達御座候様仕度奉存候

下ヶ紙 △下締共請合候ハ、受状奥書為取計申度奉存候

下ヶ紙

御家中之面々々不相渡旨強而申候節者、差支等も難計奉存

候二付、其度々主人江相掛合置、下締差遣候様仕度奉存

傍線部①より、この背景に不審な者が長屋に多く入り込んでおり、長屋者をしっかりと把握できていないことが分かる。これは、前述した藩内の治安悪化の問題と密接に関わるものである。よって、長屋者の引き受け手続きを行う以前に下締に面通しを行い、風体を把握させ奥書によって保証させようというものである。後半部分では、これは犯罪捜査などにおいても便利であると述べられている。下締への改称

によって、目明への注目が集まり、領主支配のなかでより多くの機能を期待されるようになっていくことが分かる。

おわりに

以上の内容を簡潔にまとめたい。津山藩における目明はこれまで江戸の目明とは異なる役人として性格が指摘されてきた。一八世紀後半はそれだけにとどまらず、手当の追加や頭銭の徴収権付与、長屋者の引受け手続きにおける奥書など、収入の増加に加え新たな機能が追加されていた。下締への改称を契機に、身分的な特権をも得ることになり、領内における目明の位置付けは変化したといえる。こうした動向については、津山藩独自の变化ではなく、一定程度普遍的に捉えられるのではないかと考える。背景にある治安の悪化は、この時期の全国的課題であり、特に津山藩領のように山あいに位置し、所領の錯綜が顕著な地域においては、その対応策として目明の活用がひとつの選択肢になりえよう。

こうした変化の過程において、下締への改称は重要であった。この動きは、頻繁に他領と引合を行う地方の役人ではなく、江戸留守居の意見書に端を発していることに特徴がある。これまで、私領を対象としない幕令を大名が自発的に受容する側面が指摘されてきた。特に近世後期には領内支配への幕府権威の利用という点で積極的な受容がなされたとされている³²。そもそも、幕府領における目明の禁止令は少なくとも寛政元年四月にも確認できる³³。よって、それ以降も地方の

役人は目明の名称を使用しており、他所引合の場面において大きな問題は起きていない。本事例においては、幕府権威の利用でもなく、運用面での不均衡の是正によってではなく、江戸表における役人の関係や問題意識が大きな意味を持ったといえる。そして、大名領の支配権が保障されているとはいえ幕府役人には、私領も幕令に準じるべきであるという意識が存在した。幕令の受容のあり方については、こうした役人個人の問題意識や藩が置かれた立場を踏まえる必要がある。

(津山郷土博物館学芸員)

【註】

- 1 『津山市史 第四巻近世Ⅱ—松平藩時代—』(津山市、一九九五年) 四七頁。
- 2 尾島治「津山城下町の目明」『津山松平藩町奉行日記』から(『博物館だより 津博No七〇』(津山郷土博物館、二〇一二年)。
- 3 「町奉行日記」宝暦四年二月四日条(愛山文庫E六—一—、津山郷土博物館蔵(以下、愛山文庫の所蔵先は省略)。
- 4 前掲、尾島論文(二〇一一年)。
- 5 その理由については不明だが、賭博や喧嘩一件などで度々問題となっていた三巴初五郎を召し抱えたことと関係していると思われる。この点は別稿にて検討したい。
- 6 「町奉行日記」寛政八年三月三日条(愛山文庫E六—一—二九)。
- 7 「町奉行日記」寛政八年三月三日条(愛山文庫E六—一—二三)。
- 8 「町奉行日記」寛政一二年二月一三日条(愛山文庫E六—一—三〇)。
- 9 「町奉行日記」寛政一二年二月三日条(愛山文庫E六—一—三三)。
- 10 『津山郷土博物館特別展図録第十三冊 富くじと津山万人講』(一九九九年)。
- 11 「御家御定書 中」(愛山文庫H—一—四)のうち「廿五 宿屋止宿之旅人、目明頭々々相改、頭銭為差出候事」。
- 12 一八世紀の治安悪化については、『津山市史 第四巻近世Ⅱ—松平藩時代—』(津山市、一九九五年)のうち、二七五—二七八頁「無宿者の取り締まり」に詳しい。
- 13 「郷中御条目 二」のうち「一、盗賊放火殺害之ものハ罪科二可行事」(愛山文庫A—二—、岡山県史 第二十五巻津山藩文書に収録)。
- 14 『津山市史 第四巻近世Ⅱ—松平藩時代—』(津山市、一九九五年) 四七頁。
- 15 「自他召捕者心得書」(愛山文庫 A—一—三三)。
- 16 史料中の「凡例」によれば、本書は書抜きで、見分けやすく取り縮めたものであるため、分かり難いときは次の史料を確認すべし、とある。そのひとつに町奉行の職務手引きである「御家御定書」があり、その中巻には目明から下締への改称に関する史料が含まれている(「御家御定書 中」のうち「九十四 下締共旅御用之節帯刀之事」、愛山文庫H—一—四)。
- 17 「町奉行日記」文化一二年五月四日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 18 「町奉行日記」文化一二年五月一〇日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 19 「町奉行日記」文化一二年五月八日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 20 「町奉行日記」文化一二年五月十日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 21 「町奉行日記」文化一二年五月一日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 22 「町奉行日記」文化一二年六月二三日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 23 「町奉行日記」文化一二年七月三日条(愛山文庫E六—一—四五)。
- 24 「江戸日記」文化一二年五月二八日条(愛山文庫E二—一—二七)。
- 25 中島直幸は通称平四郎。文政一一年(一八二八)に評定所留役より勘定組頭御殿詰となることが確認できる(『徳川幕府全代官人名辞典』(東京堂出版、二〇一五年、三三四頁)。
- 26 「勤書 古参御取立 上」(愛山文庫D三—一—一一)、その後文化一〇年一二月

一八日に御預所御用係を出精の勤めにより晒上下を拝領している。

27 尾島治「津山藩の預地」(『博物館だよりNo.二十四』、津山郷土博物館、一九九九年)。

28 『津山市史 第四卷近世Ⅱ―松平藩時代―』(津山市、一九九五年)三〇三頁。また

文化一二年五月二五日には藩主斉孝の「御側ニ被差置度思召」により、天明七年以降写しがとられていなかった江戸置きの家譜が再整理されている(『江戸日記』文化

一二年五月二五日 愛山文庫E―二―一―二二七)。

29 「御家御定書 中」のうち「九十四 下締共旅御用之節帶刀之事」(愛山文庫H―四)、『岡山県史 第二十五卷津山藩文書』に収録)。

30 「御家御定書 中」のうち「八十式、御家中長屋者請状下締奥書之事」(愛山文庫H―一四、津山郷土博物館蔵、『岡山県史 第二十五卷津山藩文書』に収録)。

31 「御家御定書 中」のうち「九十二 下締年頭面謁之節、麻上下着用之事」(愛山文庫H―一四、『岡山県史 第二十五卷津山藩文書』に収録)。

32 服藤弘司『幕府法と藩法』六三頁、第一章のうち「藩法の幕府法化」(創文社、一九八〇年)。

33 『御触書天保集成』六四九一。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
